

## 21 資格制度

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容				実施予定時期	講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	19年度   20年度   21年度		
資格者法人の設立要件緩和	関係府省	<p>a 一人法人制度の創設</p> <p>資格者法人を設立するためには、資格を有する社員が少なくとも二人以上必要とされ、弁護士法人を除いて一人法人の設立は認められておらず、資格者の大部分が個人事務所形態で業務を実施している状況である。</p> <p>資格者法人制度(弁護士法人制度を除く)は、複数の社員が共同して、業務を分業し、専門化することで利用者に対する質の高い多様なサービスの提供を可能とすること、担当者が疾病や事故により業務を行うことが困難になった状況などにおいて、他の社員が代わって業務を行うことで安定的なサービスを提供できるようにすることを主たる目的としており、二人以上の社員をもって設立するものとするのがこうした制度導入の趣旨にかなうと考えられる。</p> <p>一人法人制度については、資格者法人制度設立当初の趣旨に反し、資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、専門化・高度化する顧客のニーズに対応した総合的なサービスの提供が困難となること、賠償責任能力の強化につながらないことなどのデメリットがあるとの指摘がある。</p> <p>その一方で、事務所の資産と資格者個人の資産との分離が図られ、資格者が業務を廃業等する場合に他の資格者への業務の引継が容易になるとも考えられること、将来的には複数社員法人への移行や他の資格者法人との合併による事務所の大規模化を促進することが可能となること、法人化により社会的な信用力が増し資金調達が可能になることなどのメリットがあるとの見解もある。</p> <p>また、一人法人制度の創設により顧客に損害を与えた場合に責任能力が希薄化するとの指摘もあるが、その代替措置として損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入等を義務付けることにより十分に対応することが可能であるとの見解もある。</p> <p>行政書士団体、司法書士団体、社会保険労務士団体、土地家屋調査士団体からは、資格者社員が一人の場合においても法人設立ができるよう、設立要件を緩和して欲しいとの意見も示されており、国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや各資格者の業務の実態等を踏まえつつ、一人法人制度の創設について、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。</p>	平成20年度以降検討、可能な限り早期に結論	<p>(経済産業省)</p> <p>特許業務法人の社員が二人以上とされているのは、弁理士が死亡した場合などにも顧客への継続的な対応を図るといふ制度設立趣旨に基づくものであることに鑑み、平成18年度の審議会における検討を踏まえ、引き続き検討を進める予定。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>「『規制改革推進のための3か年計画』への対応について(実績等把握のお願い)」(平成19年12月19日基徴発第1219001号厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長通知)により、社会保険労務士法人制度と関連する社会保険労務士の業務の実態、「一人法人」のニーズ等の把握について、全国社会保険労務士会連合会に協力を依頼した。</p> <p>これを受け、平成20年度に実施する「社会保険労務士基本実態調査」において、社会保険労務士法人制度と関連する社会保険労務士の業務の実態、「一人法人」のニーズ等についての把握を行う旨の報告が、平成20年2月に全国社会保険労務士会連合会からなされ、当該実態調査を同年10月から行い、現在、同連合会において、更なる実態調査を行っているところ。</p> <p>今後は、これら実態調査の結果を踏まえ、必要に応じさらなる実態把握等を行いつつ、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進めることとしている。</p>	

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>b 資格者法人社員の無限連帯責任の見直し</p> <p>資格者事務所の法人化や大規模化が進まない主な原因の一つとして、社員全員に無限連帯責任が課されていることが挙げられる。これは、業務が専門化、複雑化する中で、資格者法人の大規模化や業務の総合化を進めようとしても、社員の無限連帯責任制度の下では、自らが直接関与せず認識もない他の社員に起因する業務上の責任を連帯して負わされることへの懸念から生ずるものと考えられる。</p> <p>そこで、弁護士法人や特許業務法人においては、社員の役割分担を明確にし、特定事件について社員を指定した場合には、当該指定社員のみが無限責任を負う無限連帯責任に限定をかける指定社員無限責任制度が導入されている。また、監査法人においては、平成19年に公認会計士法(昭和23年法律第103号)が改正され、社員が出資の価額を限度として債務を弁済する責任を負う有限責任組織形態をとることも可能となっている。</p> <p>無限連帯責任を見直し有限責任を認めた場合、賠償責任能力の強化につながらないため、資格者法人制度設立当初の趣旨に反するのではないか、顧客保護の観点から問題ではないかとの指摘がある。その一方で、有限責任化の代替措置として顧客に損害を与えた場合の損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入など顧客保護に資する措置を講ずることにより、弊害を取り除くことが可能であるとの見解もある。</p> <p>行政書士団体、司法書士団体、社会保険労務士団体からは、無限連帯責任の見直しを求める意見も示されており、国民のニーズや利便性の向上を図る観点から、必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入などの負担を前提とした有限責任制度を導入することについての資格者団体の意見や、国民のニーズ、各資格者の業務の実態等を踏まえつつ、資格者法人社員が有限責任も選択できるよう無限連帯責任の見直しについて、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。</p>	平成20年度以降検討、可能な限り早期に結論			<p>(経済産業省)</p> <p>平成19年の弁理士法改正により、指定社員のみが無限責任を負う指定社員制度が導入され、平成20年4月1日から施行されている(弁理士法の一部を改正する法律(平成19年法律第91号))。有限責任制度の導入については、指定社員制度の利用状況等を踏まえつつ、今後の課題として引き続き検討を進める予定。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>社会保険労務士法人に係る有限責任制度については、現行の制度と比べて、顧客保護の観点から問題であるとの指摘がある一方で、職業賠償責任保険への加入等の顧客保護に資する措置を講ずることにより弊害を取り除くことが可能であるとの見解もあると承知している。無限連帯責任の見直しについては、国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや社会保険労務士の業務の実態等を踏まえつつ、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進めることとしている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>c 資格者法人の社員資格の拡大</p> <p>資格者法人の社員については、監査法人の場合を除いて有資格者でなければならないとされているが、社員資格を資格者以外にも拡大することにより、資格者法人への出資の可能性を拡げ経営基盤の拡充を図ることが可能になるとともに、各資格者法人が大規模化を図ったり、他土業の資格者と共同で多様なサービスを総合的に提供するワンストップ業務等を展開する場合も想定されるところであり、国民に良質で多様なサービスを提供するためには、法人社員として幅広い人材を迎えることは有意義であるとの見解もある。</p> <p>一方、資格者以外の者を社員とした場合に、資格者法人制度設立当初の趣旨に反し、資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、専門化・高度化する顧客のニーズに対応した総合的なサービスの提供が困難となること、無資格者による違法な業務が行われることなどのデメリットがあるとの指摘がある。</p> <p>その一方で、現行の制度化においても各種資格者が集まり共同で事務所を設置しワンストップサービスを展開する事例は多数存在し、その様な場合に特に違法な業務が頻繁に行われるような弊害も特段見当たらない状況であり、各資格者を監督する所管官庁が連携を図り懲戒権の行使や刑事告発を適切に行うことによりこの問題への対応は可能であるとの見解もある。</p> <p>国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや資格者の業務の実態等を踏まえつつ、資格者法人の社員資格の拡大について、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。</p>	平成20年度以降検討、可能な限り早期に結論			<p>(経済産業省)</p> <p>資格者以外の者を社員とした場合には、特許業務法人の大規模化や、他土業の資格者等と共同による多様なサービスの提供が可能となるなどのメリットが挙げられるが、特許業務法人については、現段階で社員資格の拡大に対するニーズが必ずしも強くはない状況にあり、今後、国民のニーズの動向を踏まえつつ、検討を進める予定。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>社会保険労務士法人について資格者以外の者に社員資格を認めた場合、労働社会保険諸法令に係る専門知識を十分に有しない者が脱法的に社会保険労務士法人の業務を行うような事例が生じることが懸念され、事務処理を委託しようとする者の利益保護の観点等から問題を生ずることが考えられるため、社会保険労務士法人の社員資格の拡大については、今後の課題として慎重に検討を進める予定としている。</p>
懲戒処分等の適正な実施	関係府省	<p>a 業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分及び公表に当たっての基準をガイドラインや事例集等(根拠法令、通知を含む)で明確にし、それらをインターネット等一般国民にも入手しやすい方法で公開・提供する。</p>	一部措置済	措置		<p>(金融庁)</p> <p>公認会計士等に対する懲戒処分等の基準については、平成17年3月に「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」を策定・公表したところであるが、さらに20年6月に改定を行い金融庁のホームページで公表しており、措置済。</p> <p>(法務省)</p> <p>弁護士については、懲戒事由の解釈・適用指針に関する情報が各種公刊物(「条解弁護士法」(日本弁護士連合会調査室編著、弘文堂)、「自由と正義」(日本弁護士連合会の機関誌)、「懲戒事例議決例集」(日本弁護士連合会編))によって、国民一般に提供されているものと承知している。</p> <p>司法書士等に対する懲戒処分及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分については、平成19年5月に処分の基準に関し、懲戒処分権者である法務局又は地方法務局長にあてて大臣訓令を定めるとともに、刊行物に掲載し、公開している。</p> <p>(財務省)</p> <p>税理士に対する懲戒処分等の基準については、平成20年3月31日に「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」を取りまとめ、国税庁ホームページ等で公開した。(財務省告示第104号)</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(厚生労働省) 理容師及び美容師については、平成20年2月、法令等で定められている懲戒処分の基準をまとめ、厚生労働省ホームページに掲載した。 社会保険労務士の懲戒処分及び公表に当たっての基準や事例等について、平成20年3月から厚生労働省のホームページ等で公開・提供している。 職業訓練指導員免許に係る事務は、平成12年より都道府県の自治事務となったことから、都道府県知事が免許交付している。また、この資格における懲戒等については、免許の取り消しであり、職業能力開発促進法第29条及び職業能力開発促進法施行規則第43条において規定しているため、既に措置済みである。</p> <p>(経済産業省) 弁理士及び特許業務法人に対する懲戒処分の基準については、平成20年7月に特許庁ウェブサイトにおいて公開した。</p> <p>(国土交通省) 一級建築士、不動産鑑定士、測量士、海技士、小型船舶操縦士、水先人、海事補佐人、航空従事者等については、処分の実績等に応じて、適宜、官報公告や国土交通省ホームページ等にて公表している。</p>
		b 懲戒理由に該当する場合には、基準に照らして懲戒等の処分を厳格におこない、懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行為及び処分の内容等の情報を必要とする者が知ることができるように、インターネットを利用する等、官報以外の手段でも公表する。	一部措置済	措置		<p>(金融庁) 懲戒処分の対象となった公認会計士等の氏名並びに行為及び処分の内容等については、官報公告に加えて金融庁ホームページにおいて公表しており、措置済。</p> <p>(法務省) 懲戒された弁護士等の氏名等については、官報のほか、「自由と正義」において公開されるとともに、業務停止中の弁護士に関する情報についても、日本弁護士連合会のホームページ上の弁護士情報検索システムにおいて、当該弁護士が業務停止中である場合、その旨と期間が確認ができるようになっているものと承知している。 また、平成21年7月から、弁護士に法律事務を依頼、委嘱をしている者又は依頼しようとする者が、日本弁護士連合会に対し、当該弁護士の懲戒処分歴(効力発生から3年を経過しないもの。非公開の戒告を除く。)の開示を請求できる制度の運用が開始されたものと承知している。 懲戒された司法書士については、官報のほか、日本司法書士会連合会のホームページでも公表している。また、懲戒処分された土地家屋調査士については、官報のほか、当該土地家屋調査士が所属する各土地家屋調査士会のホームページでも公表している。</p> <p>(財務省) 懲戒処分の対象となった税理士等の氏名等については、平成20年3月から官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表している。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(厚生労働省) 理容師及び美容師については、基準に照らして懲戒等の処分を厳格に行うこととともに、平成20年2月から、懲戒等の処分についての情報を厚生労働省ホームページに掲載している。 懲戒処分の対象となった社会保険労務士の氏名並びに行方及び処分の内容等について、平成20年3月から厚生労働省及び全国社会保険労務士会連合会のホームページ等で公表している。 職業訓練指導員免許の取り消しをした都道府県知事は、すみやかにその旨を他の都道府県知事に通知しなければならないこととなり(職業能力開発促進法施行規則第43条第2項)、処分を受けた者の情報は公開される制度となっているため措置済みである。</p> <p>(経済産業省) 弁理士及び特許業務法人に対する懲戒処分の基準に照らし、懲戒処分を厳格に行う。氏名、処分内容等の情報については特許庁ウェブサイトに加え、日本弁理士会ウェブサイト(弁理士検索システム)においても公表することとした。</p> <p>(国土交通省) 一級建築士、不動産鑑定士、測量士、海技士、小型船舶操縦士、水先人、海事補佐人、航空従事者等については、処分の実績等に応じて、適宜、官報公告や国土交通省ホームページ等にて公表している。</p>
資格者に関する実務実績等の情報開示の推進	法務省 総務省 厚生労働省 国土交通省 経済産業省 財務省 金融庁	業務独占資格の事務系資格(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、弁理士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、不動産鑑定士)に関して、資格者団体と協力して、資格者の氏名や事務所の所在地、連絡先、専門分野、懲罰など、国民に有用な情報の開示について、個人情報保護の観点や各資格における業務の特性を考慮しつつ検討を行い、国民が資格者を主体的に選択できるような環境を整備する。	一部 措置済	措置		<p>(法務省) 弁護士については、弁護士法上、弁護士自治が認められ、監督官庁が存しないことから、情報開示に関する取組も、日本弁護士連合会や各単位弁護士会において取り組むことになる。日本弁護士連合会においては、ホームページ上に、全弁護士の氏名、事務所の所在地、連絡先等の基本情報の検索ができる弁護士情報検索システムを備えており、これに加えて、平成19年からは、取扱業務等からも弁護士を検索できるサービス(愛称「ひまわりサーチ」)を提供している。また、懲戒処分に関しては、ホームページ上で、懲戒請求があった事案についての暦年毎の処理状況を公表しているほか、前記の弁護士情報検索システムにおいて、当該弁護士が懲戒処分(業務停止)中である場合、その旨と期間が確認ができるようになっている。さらに、平成21年7月からは、弁護士に対して法律事務を依頼、委嘱をしている者又は依頼しようとする者の求めがあった場合に、当該弁護士の過去3年分の懲戒処分歴(非公表の戒告を除く。)を開示する制度の運用を開始しており、国民に有用な情報の開示に努められているものと承知している。 司法書士については、日本司法書士会連合会のホームページにおいて、司法書士の氏名、事務所所在地及び連絡先の検索が可能となっている。また、土地家屋調査士についても、日本土地家屋調査士会連合会のホームページにおいて、同様の事項の検索が可能となっている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(総務省) 行政書士においては、資格者の登録事務等を行う日本行政書士会連合会が、資格者情報(氏名、事務所所在地、連絡先、専門分野等)の開示を既に日本行政書士会連合会ホームページ上にて行っているところである。</p> <p>(厚生労働省) 公開に同意している開業社会保険労務士及び社会保険労務士法人の社員の氏名、事務所の所在地、連絡先及び専門分野等の情報については、一部の県の社会保険労務士会を除き、既に公表しているところである。また、平成21年3月から、全国社会保険労務士会連合会のホームページも同情報を公表している。 懲戒処分を受けた社会保険労務士の氏名並びに行為及び処分の内容等については、平成20年3月から厚生労働省及び全国社会保険労務士会連合会のホームページ等で公表している。</p> <p>(国土交通省) 不動産鑑定士の情報については、国土交通省本省・各地方整備局等において、大臣登録業者及び知事登録業者の登録簿(名称、所在地、登録番号、役員等)や事業実績報告書(受注件数、報酬額、1月1日時点の事務所毎の所属不動産鑑定士等)を閲覧に供して、国民に有用な情報の開示を行っている。 また、国土交通省のホームページにおいて、不動産鑑定士に対する懲罰履歴等のネガティブ情報を公表している。 その他、日本不動産鑑定協会等で開催する研修に参加した不動産鑑定士の氏名、所属業者、研修履歴を同協会ホームページで公開し、国民が不動産鑑定士を主体的に選択できる環境を整備している。</p> <p>(財務省) 税理士情報の開示については、日本税理士会連合会がホームページにおいて税理士の氏名や事務所の所在地、連絡先等を検索できるウェブサイトを構築した。また、国税庁ホームページに当サイトのリンクを設定した。(平成21年3月措置)</p> <p>(金融庁) 日本公認会計士協会のホームページにおいて、公認会計士の氏名等及び監査法人の事務所の所在地、連絡先の検索が可能となっている。また、金融庁のホームページにおいて、公認会計士及び監査法人に対する懲罰等の内容を公表しており、措置済。 なお、平成19年12月より、日本公認会計士協会のホームページに、上場会社を監査している事務所の所在地、連絡先、懲罰等が閲覧できる上場会社監査事務所名簿を掲載している。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						(経済産業省) 平成19年に弁理士法を改正し、国民による弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報について、弁理士の個人情報の保護の必要性を考慮し、公表する制度を導入。平成20年4月1日より日本弁理士会ウェブサイト(弁理士検索システム)において公表した。(弁理士法の一部を改正する法律(平成19年法律第91号))
行政書士	総務省	行政書士への行政不服審査の代理権の付与 行政書士に対する行政不服審査の代理権の付与について、行政書士の専門性を活用するという観点が必要である。 行政機関に提出する許認可等の申請書類の作成・提出を行い申請内容を熟知する行政書士が、依頼者の意向に基づきそれらに関わる行政不服審査申立も含め一貫して取り扱えるようになれば、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の利便性の向上が図られるとの見解もある。 他方、行政不服審査の手続は、裁判手続と同様に争訟手続の一つであり、かかる手続について代理権を付与するためには、当該手続において法的主張等を依頼者の立場に立って適切に展開する能力を有していることが前提となると考えられる。 したがって、総務省は国民に身近な行政書士が行政不服審査手続に関与できるようになれば、行政不服審査制度が国民にとって真に使い勝手の良い制度になり、権利救済にも資するのではないかという問題意識を踏まえ、行政書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めることの必要性や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門能力の確保を図りつつ、関係機関とも連携を図り、行政書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討する。	平成20年度以降検討			行政書士に対する行政不服審査の代理権の付与については、行政書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めることの必要性や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門能力の確保を図りつつ、関係機関とも連携を図り、行政書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討する。
司法書士	法務省	司法書士への行政不服審査の代理権の付与 法務大臣が必要な能力を有すると認定した司法書士は行政事件訴訟に関し裁判所に提出する書類の作成が可能で、簡易裁判所における訴訟代理権を有し、国家賠償法(昭和22年法律第125号)に基づく損害賠償請求事件を扱うことも可能であることを勘案すれば、登記や供託以外の分野の行政不服審査についても、不服申立書等の書類を作成し代理して不服申立等を行うことは十分可能であると考えのが合理的であるとの見解もある。 また、違法・不当な行政によって権利侵害された利益の救済をできるだけ図ろうとするのが現在の潮流でもあり、その一環として国民の身近な街の法律家である司法書士が、行政不服審査に関与することが可能になれば、国民の利便性が向上するとの見解もある。 したがって、法務省は司法書士が行政不服審査手続に関与できるようになれば、行政不服審査制度が国民にとって真に使い勝手の良い制度となり、権利救済にも資するのではないかという問題意識を踏まえ、司法書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めることの弊害や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方を含み、関係機関とも連携を図り、司法書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討する。	平成20年度以降検討			(法務省) 行政不服審査における代理業務を司法書士に認めることについては、弁護士業務範囲に直接影響を及ぼす内容であり、弁護士をはじめとする士業全体のバランスの中で十分な調整を要する問題であると認識している。また、司法制度改革における議論を踏み出す内容でもあることから、国民のニーズ等の実態を踏まえつつ、今後の課題として検討を進める予定。
公認会計士	金融庁	a 公認会計士が監査証明業務を的確に行うため、研鑽の機会としての継続的専門研修のあり方や、その能力を確認するための方策等について検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	措置済			

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		b 問題事例には厳正に対応していくとともに、監査法人の問題点について早期に把握し、機動的に必要な指示等を行うことにより、重い処分に至る前に監査法人に対し適切な運営を行わせるようにする。	措置済			
		c 監査法人に対するペナルティーの適用については、法制的な整合性等にも留意しつつ、不正の抑止の徹底の観点から、監査法人に対する課徴金の運用等についても検討し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。 【公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)】	措置済			
		d 同一監査の継続の禁止について、現在大手監査法人の主任会計士については公認会計士協会の自主規制により、一般の公認会計士(7年まで、インターバル2年)に比べ厳しいルール(5年まで、インターバル5年)が適用されているが、監査法人、公認会計士等の独立性を高める観点から、諸外国の実情等も勘案しつつ、適切なルールについて検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 【公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)】	措置済			
		e 現在の監査制度は監査法人における社員である公認会計士の相互監視と相互牽制を前提としているが、不正会計事件などによる損害賠償責任について監査法人の大規模化が進んでいる中、現実にとぐわぬ面もあると考えられるため、不正に関与した社員の責任を明確にし、非関与社員が過度に責任を負うことを回避する観点から、非関与社員の有限責任性の導入について検討する。 【公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)】	措置済			
		f 公認会計士や監査法人の監査報酬等については、会社法上の事業報告や証券取引法上の有価証券報告書の記載事項とされているなど、情報開示が行われているものもあるが、これらについて、その一層の充実を図るための方策について検討する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成20年内閣府令第10号)(平成20年3月28日公布、同年4月1日施行)】	措置済			
		g 監査実績、法人のガバナンス、審査体制、財務状況など資格者や監査法人の資質を確認するために必要な情報について検討するとともに、それらを開示する仕組みを構築する。 【公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)】	措置済			
建築士	国土交通省	a 建築技術の向上や新しい建築素材の開発等が進んでいるなかで、そうした知識や必要な能力を身につけていくことが社会的に求められているため、その様な建築士自身の自己研鑽の履歴や設計業務の実績の履歴を関係者に分かるよう情報を開示する仕組みを検討する。	平成20年度までに措置	一部措置済		
		b 資格者の違反行為等を未然に防ぐため、違反履歴等の情報の開示についても検討する。	平成20年度までに措置	一部措置済		
		c 各々の建築士のなかで、特定の分野について高い専門性を習熟している場合には、各分野の能力が社会的に認知され、依頼者が規模や用途に合わせ建築士を選別できるような民間における認証の仕組みなど専門性を明示できるようにすることを検討する。	平成20年度までに措置	一部措置済		

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
社会保険労務士	厚生労働省	<p>(社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与)</p> <p>a 「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議)では、社会保険労務士による裁判外紛争解決手続が不調に終わり、簡易裁判所での訴訟手続に移行する場合に、社会保険労務士には訴訟代理権が認められていないため、代理人として当該訴訟に関与することはできず、依頼者の利便性を損ねるとの指摘もあることから、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等を注視し、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合いを見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について、平成19年度以降検討していくべきと提言されているところである。</p> <p>特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続の代理業務については平成19年4月に施行され、また、民間ADR機関におけるあっせん手続の代理業務については、平成20年6月に初めて社会保険労務士団体が厚生労働大臣による民間ADR機関の指定を受けたところである。</p> <p>社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権の付与については、こうした状況を踏まえ、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等をも注視しつつ、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合い、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について実績等を見つつ検討する。</p>	平成20年以降検討			<p>(厚生労働省)</p> <p>「『規制改革推進のための3か年計画』」への対応について(実績等把握のお願い)。(平成19年12月19日基徴発第1219001号厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長通知)により、特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続代理業務の実績等の把握について、全国社会保険労務士会連合会に協力を依頼した。</p> <p>これを受け、平成19年における特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続代理業務の実績について、平成20年2月に全国社会保険労務士会連合会から報告がなされ、その後の実績についても今後報告がなされる予定である。また、民間ADR機関としての実施状況の報告が平成21年6月及び平成22年6月になされたところである。</p> <p>引き続き、特定社会保険労務士の実績の推移を注視するとともに、必要に応じさらなる実態把握等を行いながら、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性等を見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について検討を進めることとしている。</p>
		<p>b また、個別労働関係民事紛争の増加に伴い、個別労働問題に特化した紛争について、通常の裁判とは異なり労働審判官(裁判官)と労働審判員によって審理が行われ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決できる有効な紛争解決手段として労働審判制度が平成18年4月1日から施行されているところであり、社会保険労務士の労働審判の代理権の付与についても、併せて検討する。</p>	平成20年以降検討			<p>(厚生労働省)</p> <p>引き続き、特定社会保険労務士の実績の推移を注視するとともに、必要に応じ、さらなる実態把握等を行いながら、労働審判の代理権を認める必要性等を見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について検討を進めることとしている。</p>
		<p>c 社会保険労務士試験については、必要に応じ試験問題や試験制度全体の改革を念頭におきつつ、受験資格の見直しについて速やかに検討を行い、結論を得る。</p>	平成20年以降検討・結論			<p>(厚生労働省)</p> <p>社会保険労務士試験については、文書作成能力や論理的思考能力等を担保するために受験資格を設けている趣旨に反しない範囲で見直しの検討を進め、平成22年度試験から受験資格を拡大した。(平成22年2月19日付基発第0219第4号・年発0219第2号)</p>
税理士	財務省	<p>税理士試験の受験資格については、受験資格が学歴等で差別されないような仕組みが十分担保されているか否かについて速やかに検討を行い、結論を得る。</p>	検討	措置済		
実務経験要件の見直し	経済産業省	<p>(ボイラー・タービン主任技術者)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者になる条件として必要な実務経験年数を一律に定めるのではなく、安全確保に関するマネジメントシステムの社会への浸透等の状況を踏まえ、弾力的な運用ができないか検討する。</p>	マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ検討			